

全建事発第 025 号
令和 4 年 5 月 16 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

「歩切り」の根絶による予定価格の適正な設定について
のリーフレットの送付について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）では、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられているところです。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）では、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が、公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号に違反することを明確にしております。

今般、「歩切り」の違法性及び定義等について、別紙のとおりリーフレットにとりまとめ、各公共発注者に対して別添 1～3 の通り改めて周知を行った旨国土交通省より情報提供がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 山中
TEL:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp